

水位周知河川等の基準水位の見直しについて

水位周知河川等の基本的考え方

～水位周知河川とは～

→**河川の規模（流域,河道形態等）,人口・資産の集積,水害被害等を考慮**

洪水予報河川以外で,洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生じるおそれがあるものとし

て国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川。洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定め,当該河川

の水位がこれに達したときは,その旨を県水防計画で定める水防管理者等に通知,一般に周知する。

→**情報伝達の時間を確保できる河川** (逐条解説 水防法<改訂版>より)

全県管理河川を対象（ただし既指定河川・区間は除外する）。

(1)-1 近年の水害の考慮

(1)-2 河川の規模・背後地の状況等を考慮して選定。

河川の規模,人口・資産の集積等も総合的に考慮し,指定河川・区間の選定

(2) 関係市町村との協議 意見交換会および要望の照会,個別協議等

令和3年度宮城県水防計画書策定時点での県管理河川の位置付け

	洪水予報河川 (水防法10-2, 11-1, 気象業務法14の2-2,3項)	水位周知河川 (水防法13)	水防警報 (水防法2-7, 16)
内容	洪水で重大又は相当な損害が生じる恐れのある河川 (予測が技術的に可能な「流域面積が大きい河川」)	洪水予報河川以外で、洪水で重大又は相当な損害が生じる恐れのある河川 (流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川)	洪水、津波、高潮で重大又は相当な損害が生じる恐れのある河川・海岸
指定者	知事	知事	知事
発表者	知事と気象庁長官	知事	都道府県の機関
発表内容	洪水予報 (基準地点の水位など予報)	避難判断水位(特別警戒水位)の周知	水防を行う必要がある旨
県内指定状況 (県管理河川のみ)	七北田川 (H17.6. 7~) 白石川 (H19.4.13~) 迫川 (H19.4.13~) 3河川	斎川,荒川,小田川,坂元川,増田川,広瀬川,旧笹川,七北田川,梅田川,砂押川,高城川,鳴瀬川,多田川,渋井川,吉田川,江合川,三迫川,夏川,二股川,旧迫川,小山田川,瀬峰川,萱刈川,大水門川,西川,二迫川,田尻川,芋塚川,大川,鹿折川,出来川,津谷川,雉子尾川,内川 34河川	左記の合計 (七北田川は重複) 36河川

基準水位の見直し一覧表

<見直しの経緯>

- 水位上昇量を見直し、実洪水の現象に近い水位設定へ見直したもの（出来川、内川、雉子尾川）
- 危険箇所を改修したうえで、河川砂防技術基準に基づいた水位設定へ見直したもの（二迫川）

		二迫川	出来川		内川	雉子尾川
観測局		新橋観測所	名鱒観測所	笹館橋観測所	内川観測所	山居観測所
氾濫危険水位	変更後	2.80	4.80 ↑	3.00 ↑	6.20 ↑	3.60 ↑
	変更前	2.80	4.70	2.80	5.30	2.80
避難判断水位	変更後	2.20	4.70 ↑	2.90 ↑	5.70 ↑	3.30 ↑
	変更前	2.20	4.50	2.60	4.20	2.00
氾濫注意水位	変更後	2.10 ↑	2.90	2.50	4.10	1.90
	変更前	1.95	2.90	2.50	4.10	1.90
水防団待機水位	変更後	2.00 ↑	1.80	2.30	4.00	1.80
	変更前	1.70	1.80	2.30	4.00	1.80

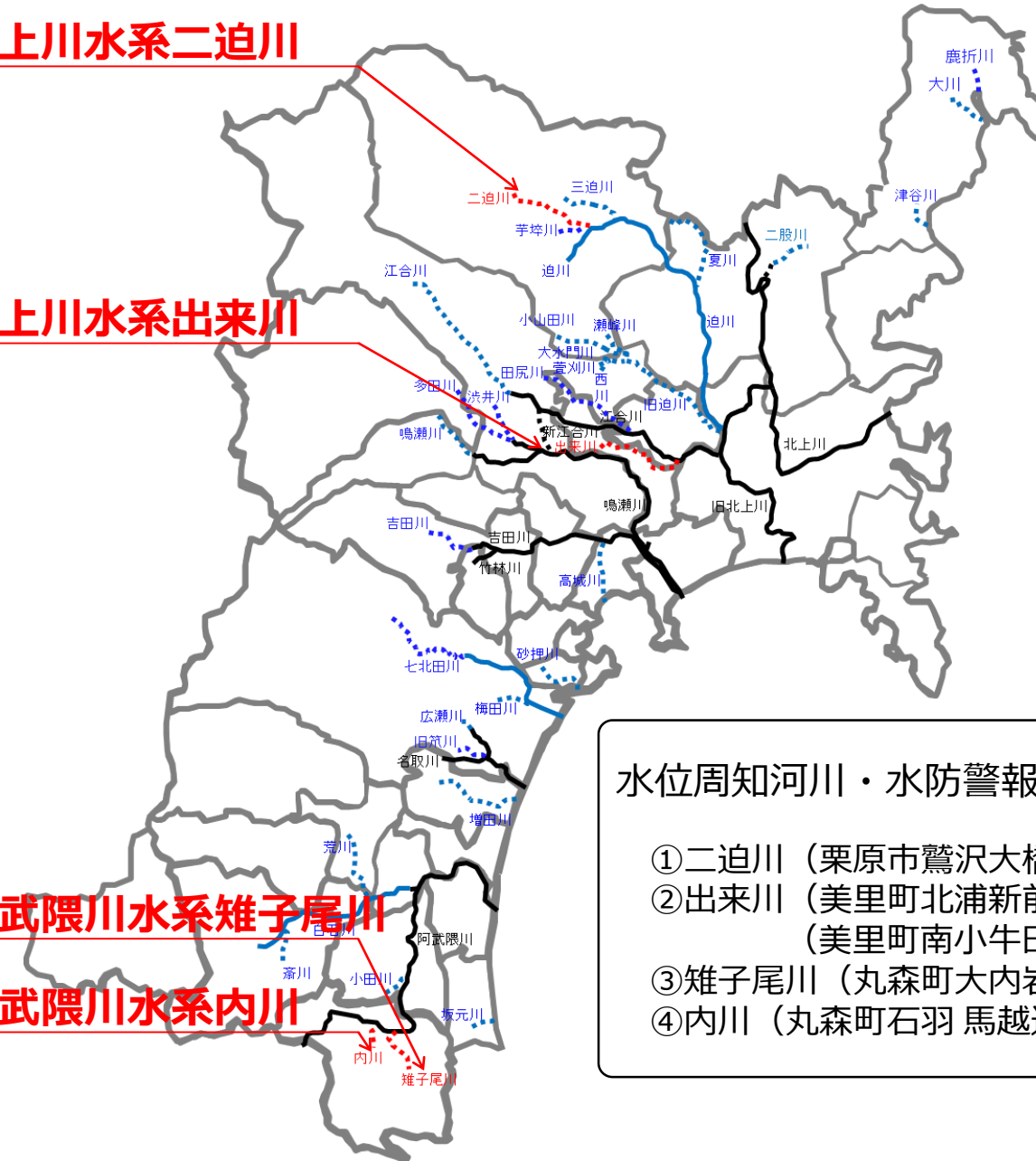
令和3年度宮城県水防計画書への反映河川

① 北上川水系二迫川

② 北上川水系出来川

③ 阿武隈川水系雉子尾川

④ 阿武隈川水系内川



凡例（洪水予報・水位周知河川）	
—	洪水予報河川（国管理）
⋯	水位周知河川（国管理）
—	洪水予報河川（県管理）
⋯	水位周知河川（県管理）
⋯	基準水位見直し河川

水位周知河川・水防警報河川の基準水位見直し河川

- ①二迫川（栗原市鷲沢大橋～迫川合流点）
- ②出来川（美里町北浦新前田 前田橋～美里町南小牛田信 石巻線）
（美里町南小牛田信 石巻線～江合川合流点）
- ③雉子尾川（丸森町大内岩城 岩城上橋～阿武隈川合流点）
- ④内川（丸森町石羽 馬越道大橋～阿武隈川合流点）